

平成15年9月4日
林野庁森林保全課
森林保護対策室

防除実施基準の変更について

1. 防除実施基準の概要

防除実施基準とは、森林病虫害等防除法第7条の2第1項の規定に基づき、農林水産大臣が、薬剤による防除が自然環境及び生活環境の保全に適切な考慮を払いつつ安全かつ適正に行われることを確保するため、定めるもので、以下の項目からなっている。

- (1) 特別防除（森林病虫害等を駆除し、又はそのまん延を防止するため航空機を利用して行う薬剤による防除）を行うことができる森林に関する基準
- (2) 特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項
- (3) 特別防除により、農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項
- (4) その他森林病虫害等の薬剤による防除に関する基本的な事項

2. 変更の経緯

今回の変更は、自然公園法など昨年来の一連の法律改正に伴い引用法令の条項や名称等が改正されたことにより、所要の変更を行うものである。

3. 変更の内容

別添変更案参照

森林病虫害等防除法第7条の2第1項の規定に基づく〈防除実施基準の通知について(平成9年4月7日付け9林野造第102号)変更案

変 更 案	現 行
<p>1 特別防除を行うことのできる森林に関する基準 特別防除は、次に掲げる森林以外の森林のうち特別防除の実施が特に必要と認められるものであり、かつ、その実施につき地域住民等関係者の理解が得られる見込みがあるものについて行うことができるものとする。</p> <p>ア 次に掲げる地区等に存する森林</p> <p>(ア) [略] (イ) [略] (ウ) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第14条第1項の規定により指定された特別保護地区又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定により指定された特別保護地区であって、特別防除の実施により当該特別保護地区の自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの (I) 以下[略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 その他森林病虫害等の薬剤による防除に関する基本的な事項</p> <p>(1) [略] (2) 特別防除の実施に当たっては、使用薬剤の農薬登録における使用方法及び使用上の注意事項、農薬取締法(昭和23年法律第82号)第12条第1項の基準等を遵守し、立地条件、気象条件等を十分勘案の上、安全かつ適正な実施に努めるものとする。 (3) [略] (4) 以下[略]</p>	<p>1 特別防除を行うことのできる森林に関する基準 特別防除は、次に掲げる森林以外の森林のうち特別防除の実施が特に必要と認められるものであり、かつ、その実施につき地域住民等関係者の理解が得られる見込みがあるものについて行うことができるものとする。</p> <p>ア 次に掲げる地区等に存する森林</p> <p>(ア) [略] (イ) [略] (ウ) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第18条第1項の規定により指定された特別保護地区又は鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第8条の8第3項の規定により指定された特別保護地区であって、特別防除の実施により当該特別保護地区の自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの (I) 以下[略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 その他森林病虫害等の薬剤による防除に関する基本的な事項</p> <p>(1) [略] (2) 特別防除の実施に当たっては、使用薬剤の農薬登録における使用方法及び使用上の注意事項、農薬取締法(昭和23年法律第82号)第12条の6の規定に基づく農薬安全使用基準等を遵守し、立地条件、気象条件等を十分勘案の上、安全かつ適正な実施に努めるものとする。 (3) [略] (4) 以下[略]</p>

(参考1)

防除実施基準改正に係る関係法令の新旧対照表

自然公園法(昭和32年6月1日法律第161号)	
改正後(最終改正:平成14年4月24日法律第29号)	改正前
(特別保護地区) 第14条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の景観を維持するため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に特別保護地区を指定することができる。 [以下略] (改正点:条ずれ修正)	(特別保護地区) 第18条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の景観を維持するため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に特別保護地区を指定することができる。 [以下略]
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年7月12日法律第88号)	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年7月12日法律第88号)	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)
(特別保護地区) 第29条 環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。 [以下略] (改正点:ひらがな化、文章整理)	第8条ノ8 環境大臣又ハ都道府県知事ハ鳥獣ノ保護蕃殖ヲ図ル為必要アリト認ムルトキハ左ニ掲グル区域ニ付政令ノ定ムル所ニ依リ鳥獣保護区ヲ設定スルコトヲ得 [中略] 環境大臣又ハ都道府県知事ハ鳥獣ノ保護蕃殖ヲ図ル為特ニ必要アリト認ムルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ鳥獣保護区ノ区域内ニ特別保護地区ヲ指定スルコトヲ得
農薬取締法(昭和23年7月1日法律第82号)	
改正後(改正:平成14年12月11日法律第141号) (最終改正:平成15年6月11日法律第73号)	改正前
(農薬の使用の規制) 第12条 農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農林水産省令・環境省令をもつて、現に第2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けている農薬その他の農林水産省令・環境省令で定める農薬について、その種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守すべき基準を定めなければならない。 [以下略] (改正点:「農薬安全使用基準」が省令「農薬を使用すべきものが遵守すべき基準」となったことに伴う改正。)	(農薬安全使用基準) 第12条の6 農林水産大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため必要があると認めるときは、農薬の種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守することが望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(参考2)

森林病虫害等防除法第7条の2第1項の規定に基づく
防除実施基準

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第7条の2第1項の規定に基づき同項の防除実施基準を次のとおり定めたので、同条第5項の規定に基づき公表する。

平成9年4月7日

農林水産大臣 藤本孝雄

森林病虫害等防除法第7条の2第1項の規定に基づく
防除実施基準

1 特別防除を行うことのできる森林に関する基準

特別防除は、次に掲げる森林以外の森林のうち特別防除の実施が特に必要と認められるものであり、かつ、その実施につき地域住民等関係者の理解が得られる見込みがあるものについて行うことができるものとする。

ア 次に掲げる地区等に存する森林

(ア) 国内希少野生動植物種(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種をいう。以下同じ。)又は天然記念物(文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により指定された天然記念物をいう。以下同じ。)等の貴重な野生動植物の生息地又は生育地

(イ) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第26条第1項又は第46条第1項の規定により指定された野生動植物保護地区

(ウ) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第18条第1項の規定により指定された特別保護地区又は鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正7年法律第32号)第8条の8第3項の規定により指定された特別保護地区であって、特別防除の実施により当該特別保護地区の自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

(エ) 病院、学校、水源等の周辺

イ 次に掲げる家屋等の周辺の森林(ただし、地域住民から要望があり、かつ、当該家屋等の居住者又は管理者の意向を十分確認でき、2に掲げる事項に即して適切な防止措置を講ずることができるものを除く。)

(ア) 住宅、宿泊所その他の家屋

(イ) 公園、レクリエーション施設その他の利用者が集合する場所

ウ 次に掲げる施設等の周辺の森林その他その所在地等からみて薬剤の飛散・流入により周囲の環境に悪影響を及ぼすおそれがある森林(ただし、地域住民から要望があり、かつ、2に掲げる事項に即して適切な防止措置を講ずることができるものを除く。)

(ア) 水道、井戸その他の給水施設

(イ) 鉄道、道路その他の交通施設

エ 次に掲げる栽培地等の周辺の森林その他周囲の土地及び水面の利用状況等からみて薬剤の飛散・流入により農業・漁業その他の事業に影響を及ぼすおそれのある森林(ただし、地域住民から要望があり、かつ、3に掲げる事項に即して適切な防止措置を講ずることができるものを除く。)

(ア) 葉たばこ栽培地、桑園、茶園その他の農作物の栽培地

(イ) 採草地、放牧地、畜舎等

(ウ) 養蜂群又は蚕児に悪影響が及ぶおそれのある場所

(エ) 水産動物の増養殖場、漁場、も場又は保護水面(水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第14条の保護水面をいう。以下同じ。)

2 特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項

特別防除の実施に当たっては、特に次に掲げる事項に十分配慮し、特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に努めるものとする。また、地域住民等関係者の意見を尊重するとともに、特別防除の実施の必要性及び安全性、使用薬剤、散布方法、実施時の注意事項等について地域住民等関係者への周知徹底を図り、その理解と協力を得よう努めるものとする。

ア 国内希少野生動植物種、天然記念物等の貴重な野生動植物の生息、分布状況等について十分実態を把握し、これらの貴重な野生動植物に悪影響を及ぼさないよう適切な措置を講じるものとする。

イ 病院、学校、水源、家屋、給水施設等に薬剤が飛散・流入しないよう風向、風速等に十分注意し、これらの施設等から十分な間隔を保持する等適切な措置を講ずるものとする。

ウ 鉄道、道路その他の交通施設、公園、レクリエーション施設その他の利用者が集合する場所等の周辺の森林において特別防除を実施する場合には、実施時間等をも考慮の上、交通規制、入場規制等の必要な措置を講ずるものとする。

3 特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項

特別防除の実施に当たっては、特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために、必要な措置を講ずるものとする。この場合、特に蚕児、桑、葉たばこその他の農作物、養蜂群、水産動物の増養殖場、漁場、保護水面等については、地域の実情に応じて、関係団体等とも十分協議し、その意見を尊重した上、風向、風速等に十分注意して、対象物等からの十分な間隔の保持、蜜蜂の巣箱の移動、水産動物又はその増養殖施設等の移動又は被覆、水産種苗の放流時期との調整等の十分な被害防止対策を実施するとともに、特別防除の実施の必要性及び安全性、使用薬剤、散布方法、実施時の注意事項等について地域住民等関係者への周知徹底を図り、理解と協力を得るよう努めるものとする。

4 その他森林病虫害等の薬剤による防除に関する基本的な事項

- (1) 特別防除の事業計画の策定に当たっては、関係行政機関、森林組合、利害関係者等を構成員とする連絡協議会の開催等により広範な地元関係者の意向が反映されるよう努めるとともに、森林病虫害等の防除に当たっては、地域の実態に応じ、地区説明会の開催等により地域住民等関係者の理解と協力を得つつ、円滑かつ適正に実施できるよう努めるものとする。
- (2) 特別防除の実施に当たっては、使用薬剤の農薬登録における使用方法及び使用上の注意事項、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第12条の6の規定に基づく農薬安全使用基準等を遵守し、立地条件、気象条件等を十分勘案の上、安全かつ適正な実施に努めるものとする。
- (3) 特別防除の実施に当たっては、あらかじめ最寄りの保健所、病院等に特別防除の実施日時、使用薬剤の種類、人によって薬剤による影響の程度が異なることを配慮した的確な対応措置を連絡するなど万々に備えた地域医療機関への周知徹底を図るものとする。
- (4) 特別防除の実施により、農業、漁業その他の事業に被害が発生し、又は周囲の自然環境及び生活環境に悪影響が生じた場合には、直ちに当該地区の特別防除を中止し、その原因の究明に努めるとともに、適切な事後措置を講ずるものとする。
- (5) 1の特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林以外の森林で薬剤による防除が必要なものについては、地上からの薬剤による防除を適切に実施するものとする。
- (6) 森林病虫害等の薬剤による防除を最も効果的な時期に実施するため、発生予察の強化に努め、薬剤による防除の効果の確保を図るものとする。

(参考3)

森林病虫害等防除法(抜粋)

(防除実施基準)

第7条の2 農林水産大臣は、薬剤による防除が自然環境及び生活環境の保全に適切な考慮を払いつつ安全かつ適正に行われることを確保するため、森林病虫害等の薬剤による防除の実施に関する基準(以下「防除実施基準」という。)を定めなければならない。

- 2 防除実施基準においては、特別防除(森林病虫害等を駆除し、又はそのまん延を防止するため航空機を利用して行う薬剤による防除をいう。以下同じ。)を行うことのできる森林に関する基準、特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項、特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項その他森林病虫害等の薬剤による防除に関する基本的な事項を定めるものとする。
- 3 前項に規定する特別防除を行うことのできる森林に関する基準は、当該森林の存する地域の自然環境及び生活環境に対する特別防除による影響に配慮し、国内希少野生動植物種(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種をいう。)、天然記念物(文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により指定された天然記念物をいう。)等の貴重な野生動植物の生存する森林その他の森林で特別防除を行うことが適当でないと思えられるものが明確になるように定められなければならない。
- 4 農林水産大臣は、防除実施基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、林政審議会及び関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。
- 5 農林水産大臣は、防除実施基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長及び関係都道府県知事に通知しなければならない。